

市内私立幼稚園の子ども・子育て支援制度移行について

■制度移行の概要

	現行	子ども・子育て支援制度（30年度～）
運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から交付される私学助成金（経常費補助金等） ・ 各園で定めている保育料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国で定める公定価格に基づき、市から支払われる<u>施設型給付費</u>（国、県負担あり） ・ 市が保護者の所得に応じて定める<u>利用者負担</u>
認可等	認可：県	認可：県 <u>確認</u> ：市（園からの申請に基づき <u>利用定員</u> を定めて、施設型給付費の対象となる施設として <u>確認</u> を行う） <u>※利用定員を定めるにあたっては市の子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない《子ども・子育て支援法第31条》</u>
定員	県が定める認可定員が上限	県が定める認可定員の範囲内で市が定める <u>利用定員が上限</u> となる ※利用定員については施設型給付費算定の基準となる